

# 衆議院本会議での再審法改悪案の可決に抗議する

参議院で徹底審議を行い、「議連案」にもとづく冤罪犠牲者救済の真の再審法改正を

2026年6月16日

日本国民救援会

会長 伊賀カズミ

本日、衆議院本会議で、政府案を一部修正した再審法の改悪案が、自民党、日本維新の会、参政党などの賛成多数で可決された。他方、中道改革連合、チームみらい、日本共産党3党が提出した超党派議連案にもとづく対案は否決された。国民救援会は、狭い再審の扉をさらに狭める改悪案の可決に強く抗議する。

そもそも再審法改正は、袴田事件をはじめ「冤罪犠牲者の救済」が目的であった。

政府（法務省）は当初、「再審法を改正する必要はない」とする頑なな態度をとりつづけた。これに対し、冤罪犠牲者や冤罪支援者・市民団体、弁護士会などが改正の必要性を訴え、国会内に超党派議連が発足し、再審法改正への機運が急速に高まった。それに対抗するかのようになり、法務省は突如態度を変え、検察官が事務局を務める法制審議会に諮問し、検察の、検察による、検察のための答申が出された。それにもとづく政府案は冤罪犠牲者を救済するものではなかった。袴田ひで子さんや前川彰司さん、阪原弘次さんなど冤罪犠牲者、支援者、弁護士、元裁判官、学者などが抗議の声をあげた。

これをうけて、衆議院での議論が活発におこなわれ、与党・野党問わず政府案の問題点を厳しく追及し、参考人陳述では冤罪犠牲者や元裁判官などから、政府案でなく議連案での改正の必要性が述べられた。

審議を通して明らかになった問題点を以下指摘する。

- ①**検察官証拠の開示**—再審を求める人たちは、証拠の全面開示を強く求めてきた。しかし政府案は、厳しい要件のもと裁判所が検察官に証拠の提出を命じるもので、再審請求人や弁護団に証拠を示すものではない。元裁判官の参考人は「証拠の真の価値は当事者（再審請求人）しかわからない」と指摘し、現状より後退する懸念を表明した。
- ②**検察官抗告**—政府案は、抗告を「原則禁止」としながらも「十分な根拠」がある場合を例外として抗告できる「抜け道」をつくった。論戦で、政府は「検察官が順守すべき行為規範」であって、裁判所が判断する基準ではないと答弁し、抗告禁止への歯止めにならないことが明らかになった。
- ③**証拠の目的外使用の禁止**—政府は再審請求の手続きや準備のための証拠の使用は禁止されないとするが、具体的にどのような行為がその対象になるかについては「個別事案ごとに判断する」との答弁に終始した。これでは弁護士・再審請求人、支援者や報道機関に萎縮が起これ、冤罪事件の救済で大きな力を果たしてきた市民の検証活動や報道、さらに支援運動もこれまで通りにできなくなる恐れがある。袴田ひでさんは参考人陳述で、「この法律（政府案）なら巖も助からなくて処刑されてしまう」「いい証拠も悪い証拠も全部出して裁判をやってほしい」「（検察抗告に）抜け道のないように」と訴えた。しかし、政府が態度を改めることはなかった。

再審法の審議は参議院に移る。このままでは、冤罪犠牲者を救うどころか、再審の門をさらに狭めてしまう。このような再審法の改悪案を成立させてはならない。「良識の府」である参議院は、再審法改正の原点である袴田ひで子さんら冤罪犠牲者の声を真摯に受け止め、徹底した審議を尽くすべきである。

国民救援会は、衆議院で否決されたが、380人を超える国会議員が真摯に議論し作成した議連案（①広く証拠開示、②検察抗告の禁止、③証拠の目的外使用を禁止しない）こそが、冤罪犠牲者を救済する道を示すものであると考える。「冤罪犠牲者の救済」という法改正の本来の目的に沿った議連案にもとづく真の改正を参議院で勝ちとるため、思いをともにするみなさんと力をあわせ最後まで奮闘する決意である。